

川崎市特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
1	1 制度の対象	制度適用開始はいつからか。	<p>令和7年4月1日から適用開始となり、以降に確認済証の交付をうけた建築物が対象です。</p> <p>ただし、建築確認の申請又は計画の通知を令和7年3月31日までに行った建築物は対象外です（条例改正附則4参照）。</p>	2025年11月25日
2	1 制度の対象	対象となる建築物は何か。	<p>「市内」において「新たに建設又は新築」する「床面積の合計（1棟ごと）が2,000m²未満の建築物」で、「自社が建築確認申請書の工事施工者に該当する建築物」が対象となります。</p> <p>ただし、建築物省エネ法第20条第3号に該当する仮設建築物は対象外です（ガイドラインP11～16参照）。</p>	2025年11月25日
3	1 制度の対象	市内の年間供給面積が5,000m ² 以上となった場合、翌年度に建設等する建築物に対して義務がかかるのか。	<p>市内年間供給面積が5,000m²以上となる年度において義務対象者となり、その年度の対象建築物に設置義務が適用されます。</p> <p>例えば、令和7年度の市内年間供給面積が5,000m²以上である場合は、令和7年度に確認済証を取得した建築物に対し基準等が適用され、令和8年9月末までに報告書を提出する必要があります。</p>	2025年11月25日

川崎市特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
4	1 制度の対象	「床面積」とは何か。	<p>建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積となります。</p> <p>床面積の合計は、建築基準法施行令第2条第1項第4号のただし書きの規定は適用しません。</p>	2025年11月25日
5	1 制度の対象	市内の年間供給面積が5,000m ² 以上となり義務対象者になると、それ以降の年度も義務対象になり続けるのか。	本制度では、市内年間供給面積が5,000m ² 以上である年度において義務対象者となります。一度義務対象者になったからといって、それ以降も自動的に義務対象者となるわけではありません。	2025年11月25日
6	1 制度の対象	年間の供給面積に、床面積の合計（棟ごと）2,000m ² 以上の建築物もカウントするのか。	<p>床面積の合計（棟ごと）2,000m²以上の建築物はカウントに含めません。</p> <p>※制度1の対象となる可能性があります。</p>	2025年11月25日
7	1 制度の対象	増築は対象外のことだが、住宅団地など、既存の別棟がある敷地内に新築し、確認申請上、増築となる建築物も対象外か。	<p>建築確認申請における「新築」であるものが対象です。既に建築物のある敷地内に別棟で建築（建設）する場合は本制度では対象外です。</p> <p>なお、本制度における「敷地」とは、建築基準法施行令第1条第1号に規定する建築確認申請時の設定敷地（条例第25条）です。一団地及び連担建築物設計制度の認定を受ける場合においては、いわゆる仮想敷地をいい、一の敷地とみなされる区域ではありません（ガイドラインP12～13参照）。</p>	2025年11月25日

川崎市特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
8	1 制度の対象	対象外建築物、適用除外建築物とはなにか（除外規定について）。	<p>対象外となる建築物は、「対象外の建築物」と「適用除外建築物」があります。</p> <p>「対象外の建築物」とは、建築物省エネ法第20条第3号に該当する仮設建築物であり、制度の対象外となり、報告書及び取組書への記載は不要です（ガイドラインP11,14～16参照）。</p> <p>「適用除外建築物」とは、延床面積10m²以下の建築物、建築物省エネ法第20条第1号（居室を有しない・高い開放性を有する建築物）及び第2号（文化財等の原形を再現する建築物等）であり、年間供給面積及び設置基準量の算定から除外されますが、取組書への記載が必要で太陽光発電設備等を設置した場合は設置した量を計上できます（ガイドラインP17,20参照）。</p>	2025年11月25日

川崎市特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
9	1 制度の対象	新築するマンションの同一敷地内に新築する附属建築物（用途上不可分な駐輪場、ごみ置き場等）の床面積もマンションの面積に足し合わせて年間供給面積にカウントするのか。	<p>附属建築物が延床面積10m²以下の場合、建築物省エネ法第20条第1号（居室なし・高い開放性を有する建築物）又は第2号（文化財等の原形を再現する建築物等）に該当する場合は、年間供給面積にカウントしません（適用除外建築物・ガイドラインP17～20参照）。</p> <p>上記に該当しない附属建築物の場合は、年間供給面積に含めます。</p>	2025年11月25日
10	1 制度の対象	住宅展示場に新築する展示住宅は、年間供給面積にカウントしなければならないか。	<p>展示住宅が建築物省エネ法第20条第3号に該当する仮設建築物である場合は制度対象外です（ガイドラインP11,14～16参照）。</p> <p>上記以外の展示住宅については、年間供給面積に含めます。</p>	2025年11月25日
11	1 制度の対象	令和6年度中に確認済証が発行された建築物は、令和7年度以降に計画変更の確認済証が発行されても、制度対象外という取扱でよいか。	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>変更時の確認済証ではなく、最初の確認済証が発行された年度で判断します。</p>	2025年11月25日

川崎市特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
12	1 制度の対象	標準仕様書等、予め自ら定めた仕様やリストが一切なく、建築物ごとにゼロから検討する建築物は、対象建築物になるか。	ご質問のケースのように、ゼロから検討する建築物であっても、対象建築物になります。	2025年11月25日
13	1 制度の対象	工事施工者が設計を行っておらず、建築主の仕様決定に直接関わっていない事例がある。この場合、対象事業者となるのか。	本制度では、建築確認申請書における工事施工者に該当する建築事業者が、その建築物の対象事業者となります。ご質問のように、設計を行わず、仕様決定に直接関わっていない事例の場合にも、建築確認申請における工事施工者に該当する建築物が年間供給面積5,000m ² 以上となるときは対象事業者になります。	2025年11月25日
14	1 制度の対象	テナント予定のため、建築確認時には設備等の詳細が未定であり、竣工後にテナントが決まった際に、設備等の詳細箇所を整備する（いわゆるスケルトン建築）場合は対象建築物に該当するか。	ご質問のケースのように、新築時に設備等の詳細が未定の場合でも、対象建築物に該当します。	2025年11月25日

川崎市特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
15	2 設置基準量（設置義務量）	「建築面積」とは何か。	<p>建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積となります。</p> <p>建ぺい率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限る特例軒等の規定は適用しません。</p>	2025年11月25日
16	2 設置基準量（設置義務量）	「定格出力」とは何か。	太陽光発電設備のアレイにおける太陽電池モジュールの日本産業規格（JIS規格）又は国際電気標準会議の国際規格（IEC規格）に規定される公称最大出力の合計出力となります。	2025年11月25日
17	2 設置基準量（設置義務量）	設置基準量の算出はどうなるか。	<p>設置基準量（kW）の算出方法は次のとおりとなります（規則第32条第2項）。</p> <p>設置基準量（kW） = 設置可能棟数 × 算定基準率 70% × 棟当たり基準量 2 kW/棟</p> <p>設置可能棟数 = 年間供給棟数 - 棟数除外建築物（棟） (ガイドラインP23～27参照)</p>	2025年11月25日

川崎市特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
18	2 設置基準量（設置義務量）	「棟数除外建築物」とは何か。	<p>「棟数除外建築物」は次のいずれかに該当する建築物です（規則第32条第2項（1）～（2）参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築面積が20m²未満の建築物 ・南面等屋根（屋根除外部分除く）の水平投影面積が20m²未満の建築物 <p>（ガイドラインP24～33参照）</p>	2025年11月25日
19	2 設置基準量（設置義務量）	棟数除外建築物は、本制度の対象外としてよいか。	棟数除外建築物として、設置基準量の計算上、棟数から除外される建築物であっても、市内年間供給面積に計上する必要があり、報告書・取組書への記載が必要となります。	2025年11月25日
20	2 設置基準量（設置義務量）	棟数除外建築物について、市へ図面の提出が必要か。	棟数除外建築物（南面等屋根の水平投影面積が20m ² 未満の場合に限る）は、報告書に根拠図面を添付する必要があります（No.21参照）。	2025年11月25日
21	2 設置基準量（設置義務量）	棟数除外建築物について、報告書提出時に添付書類として南面等屋根の平面図等の提出が必要となるが、事前に提出することは可能か。	<p><u>棟数除外建築物（南面等屋根面積が20m²未満の場合に限る）の平面図等の事前審査は、オンライン手続きで随時受付しています。事前審査を受けた資料は報告書への添付を省略できます。</u></p> <p><u>※棟数除外建築物の申請はこちらから</u></p> <p><u>https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000176981.html</u></p>	2025年11月25日

川崎市特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
22	2 設置基準量（設置義務量）	棟数除外建築物の「屋根」の範囲について、同じ階にある居室から連続するルーフバルコニーは「屋根」に含まれないとあるが、居室ではない室から連続するルーフバルコニーは「屋根」に含まれるのか。	ルーフバルコニーを「屋根」に含むかどうかは、ルーフバルコニーへ出入りする室が、建築基準法上の居室か否かによって判定します。連続する室が居室の場合は「屋根」に含みませんが、居室ではない場合は「屋根」に含みます。	2025年11月25日
23	2 設置基準量（設置義務量）	棟数除外建築物の「屋根」の範囲について、庇としての機能を有する部分が「屋根」と一体化しているが、当該部分も「屋根」に含まれるか。	庇としての機能を有する部分が「屋根」と一体化している場合は「屋根」に含まれます。	2025年11月25日
24	3 義務履行方法	太陽光発電設備以外も認められるか。	地中熱、太陽熱を利用する熱供給設備も対象となります（規則第33条参照）。 なお、本制度では、ペロブスカイトなどの次世代型太陽電池や壁面設置の太陽電池は「太陽光発電設備」に含みます。	2025年11月25日

川崎市特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
25	3 義務履行方法	本制度における「既存建築物」とは何か。	<p>当該年度末に建物工事が完了※している市内の建築物（当該年度の対象建築物を除く。）を既存建築物とします。</p> <p>ただし、床面積の合計が2,000m²以上の特定建築物（大規模建築物）は除きます（制度1との二重計上は不可）。</p> <p>※工事の完了は、検査済証の交付日で判断します（規則第33条第1項（2）ア参照）。</p>	2025年11月25日
26	3 義務履行方法	住宅団地で、新築する共同住宅と同じ団地にある既存の共同住宅に太陽光発電設備等を設置した場合、設置量として計上できるのか。	ご質問のケースのように、市内の既存建築物（No.25参照）に太陽光発電設備等を新設（又は増設）する場合、当該設備を新設（又は増設）する工事を実施した年度において、既存建築物への設置として計上（増設の場合は増設分に限る）できます（ガイドラインP44～48参照）。	2025年11月25日
27	3 義務履行方法	共同住宅の新築に際し、同一敷地内に駐輪場（適用除外建築物に該当）を整備するが、この駐輪場の屋根に設置した太陽光パネル等も設置量として計上可能か。	共同住宅の敷地内において、共同住宅と一体的に整備する用途上不可分な駐輪場等の附属建築物に太陽光パネル等を設置する場合も、当該共同住宅への設置として計上可能です。	2025年11月25日

川崎市特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
28	3 義務履行方法	再エネ調達は対象になるか。	対象となりません。	2025年11月25日
29	4 報告書の作成・提出	制度開始当初のスケジュールについて、最初の報告は何年度になるか。	確認済証（計画変更に係る確認済証を除く）の交付日が令和7年4月1日～令和8年3月31日の中小規模特定建築物に関する報告書については、令和8年9月末までに提出してください。 ただし、令和7年3月31日までに建築確認の申請又は計画の通知を行ったものは経過措置により対象外です。	2025年11月25日
30	4 報告書の作成・提出	太陽光パネルを設置しない計画で確認済証が発行された建築物ではあるが、建物構造上、2 kW設置可能であったことから、計画変更して設置した場合、設置量としてカウントできるのか。	建築確認申請時点の計画から、報告書の提出までに義務履行方法や設置量について変更が生じた場合、変更後の内容に基づき報告してください。	2025年11月25日
31	4 報告書の作成・提出	確認済証交付時点から、報告書提出までに計画変更が生じた場合には供給面積の計算には当初確認済証の床面積の合計を記載するので良いか。	年間供給面積の5,000m ² 以上の判断は、対象年度の年度末時点での確認済証に基づく床面積の合計となります。	2025年11月25日

川崎市特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
32	4 報告書の作成・提出	延面積が2,000m ² 未満の中小規模建築物（制度2）について、確認済証の取得後に計画変更により2,000m ² 以上の大規模建築物（制度1）となった場合には制度1又は制度2のどちらの申請の対象となるのか。	当該建築物は、制度1の対象となります。建築主が計画変更建築確認申請をしようとする日の21日前までに制度1の計画書の提出を行ってください。 制度2の報告書の提出前であれば、中小規模特定建築物の床面積の合計から除いて申請してください。	2025年11月25日
33	4 報告書の作成・提出	特定建築事業者が「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」の提出を行わない場合又は各義務基準に適合しない場合には罰則等はあるのか。	報告書の提出を行わない場合、勧告の対象となります。また、各義務基準に適合しない場合、勧告の対象となります。いずれの場合も、勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができ、ホームページ等に公表いたします。	2025年11月25日
34	5 その他	本制度は建築基準関係規定となるか。	本制度は、建築基準法の建築基準関係規定ではありません。	2025年11月25日
35	5 その他	本制度は建築基準法第40条の対象となるか。	本制度は、建築基準法第40条（地方公共団体の条例による制限の附加）の対象ではありません。	2025年11月25日

川崎市特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（別冊）よくある質問と回答

No.	分類	質問	回答	追加・修正日
36	5 その他	図書の保管に関する規定はあるか。	<p>対象事業者は、報告書・取組書に記載した取組状況等に係る書類を、報告書を提出した日の属する年度の翌年度末日まで保管しなければなりません（要綱第5条第3項参照）。</p> <p>例：令和7年度分について令和8年9月に報告書を提出した場合、令和10年3月31日まで関係書類を保管してください。</p>	2025年11月25日
37	5 その他	対象事業者に該当するが、設置基準に適合しない場合、罰則はあるか。	<p>罰則はありませんが、条例・規則に基づき特定建築事業者名等を市ホームページに公表します（適合状況及び達成率の公表は令和8年度分から公表）。</p> <p>また、設置基準に適合しない者に対し、市は必要な措置を講じるよう勧告することができます（条例第42条参照）。</p> <p>勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、市は勧告を受けた者の氏名等を公表することができます（条例第43条参照）。</p>	2025年11月25日